

## 福山市国民健康保険事業に係る特定健康診査受診券への宛名印字及び発送等業務仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者が実施する福山市国民健康保険事業に係る特定健康診査受診券への宛名印字及び発送等業務の実施に当たり、特定健康診査受診券等の必要な物品の作成、特定健康診査受診券への宛名印字及び封入封緘並びに目的物（封入封緘を完了した成果物をいう。以下同じ。）の保管業務及び郵便局への搬送業務（以下「本作業」という。）に適用する。

(作業目的及び概要)

第2条 本作業は、特定健康診査受診券の宛名情報の印字業務の正確さ及び効率の向上を目指し、特定健康診査受診券等を指定期日までに発送できるよう処理等するものである。

(作業規定)

第3条 本作業は、本仕様書のほか別紙作業要領により、発注者の指示に基づいて実施するものとする。

(疑義)

第4条 受注者は、本作業について疑義を生じた場合には、速やかに発注者に報告し、協議を行いその指示を受けなければならない。

(管理責任者届)

第5条 受注者は、契約締結後10日以内に管理責任者届を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(進捗状況の報告)

第6条 受注者は、作業中は、少なくとも1月に1回発注者に進捗状況について書面にて報告するものとする。

(作業管理)

第7条 受注者は、本作業の実施に当たり発注者と密接な連絡を行うとともに、その都度、発注者の指示を受けるものとする。

2 本作業は、発注者が必要と認めるときは、職員立会のもとで実施するものとする。

(検査等)

第8条 本業務の履行に当たり、発注者の検査を受けなければならない。

(1) 検査は、作業の進捗状況に合わせ随時に行う。

(2) 受注者は、検査に合格しない場合は、発注者の指示する期間内に修正を行うものとする。

(3) 本作業は、完了検査の合格をもって完成とするが、目的物の納入後であっても受注者の責に帰する誤りや不良箇所が発見された場合は、受注者は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、委託契約書に定める個人情報の保護に関する事項を厳守し、本作業の遂行上知り得た秘密を盗用し、第三者に提供し、及び漏洩してはならない。契約終了後も同じとする。

(著作権の帰属)

第10条 本作業において得られた目的物等一切の資料については、発注者に属するものとし、受注者は、許可なく他に利用し、又は使用してはならない。

(納入期限)

第11条 本作業の目的物の作業期限は、2026年（令和8年）5月22日とする。

(作業の概要)

第12条 本作業の概要は、次のとおりとする。

(1) 特定健康診査受診券等の必要物品を作成・調達する。

- (2) 発注者が指定する条件で特定健診受診券を打ち分ける。
- (3) 特定健康診査受診券等を窓空き封筒に封入封緘する。
- (4) 目的物を発注者が指定する集配局ごとに分別して箱詰めする。
- (5) 目的物を詰める箱は受注者が準備する。
- (6) 件数確認は、一定枚数ごとに行う。
- (7) 目的物は、印字及び封入封緘作業終了後、特定健康診査受診券等の検査が終了するまでの一定期間、発注者の指示により厳重に保管する。
- (8) 目的物は、保管後、発注者の指示により発注者が指定する場所へ搬送する。  
(貸与品)

第13条 本作業に使用する貸与品は、次のとおりとする。

- (1) 宛名データ（CSV形式）  
(貸与時期)

第14条 貸与品の貸与時期は、発注者が指定する日とする。

(貸与品借用書)

第15条 受注者は、発注者に貸与品借用書を提出する。

- 2 受注者は、目的物の納品書（貸与返還書を兼ねる。）を発注者に提出し、貸与品借用書の返還を受ける。

(その他)

第16条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

- 2 本作業中に第三者に与えた損害は、すべて受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 受注者は、本作業中にき損した特定健康診査受診券等、及び未処理の特定健康診査受診券等のうち発注者が返還を求めたもの以外は、責任をもって焼却処分するものとする。
- 4 受注者は、特定健康診査受診券等のき損分リストを作成し、き損分が発生した段階で特定健康診査受診券整理番号及び対象者名を記録し、速やかに発注者職員へ連絡しなければならない。この場合において、き損分リストは、本作業完了後、直ちに提出するものとする。
- 5 貸与品及び目的物は、防災上及び防犯上最も安全でかつ施錠可能な場所で厳重に保管しなければならない。
- 6 未処理の特定健康診査受診券等及び目的物の運搬に当たっては、有蓋でかつ施錠可能な車輛を使用するとともに、搬入及び搬出時以外は常時施錠し、荷崩れ、散逸等事故がないよう細心の注意を払うものとする。
- 7 受注者は、チェック用紙などを作成し、作業の進捗状況の把握及び事故等の防止に努めなければならない。